

社会福祉士について

資料目次

1. 社会福祉士の現状について……………(P.2)

- (1) 社会福祉士の概要
- (2) 社会福祉士登録者の推移
- (3) 社会福祉士が就労している分野及び職場での職種
- (4) 社会福祉士の就労先
- (5) 現在の職場を選択した理由
- (6) 社会福祉士が任用要件として定められている主な職種
- (7) 障害福祉サービス等報酬における社会福祉士に関する主な加算
- (8) 診療報酬における社会福祉士に関する主な評価
- (9) 福祉事務所等における社会福祉士の任用状況
- (10) 相談援助にかかる職員に占める社会福祉士の割合
- (11) 社会福祉士の資格取得ルート
- (12) 福祉系大学等・社会福祉士養成施設の定員数の推移
- (13) 社会福祉士の養成カリキュラム
- (14) 社会福祉士養成施設の教員要件
- (15) 相談援助演習・相談援助実習指導及び相談援助実習の教員要件等
- (16) 認定社会福祉士の概要
- (17) 認定社会福祉士の認定要件にかかる研修実施機関の例
 - － 日本社会事業大学専門職大学院の取組－

2. 社会福祉士に求められる役割について……………(P.20)

- (1) 近年の主な動き
- (2) 社会福祉士を取り巻く環境の変化
- (3) 社会福祉士に求められる役割と考えられる論点

1. 社会福祉士の現状について

2. 社会福祉士に求められる役割について

社会福祉士の概要

1 社会福祉士の定義

- 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)第2条第1項

2 資格取得方法

- 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」、福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」、一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」の3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要である。

3 国家試験の概要

- 形態
年1回の筆記試験(1月の下旬に実施)
- 試験の実施状況(平成25年度実施の第26回試験結果)
受験者数45,578人、合格者数12,540人(合格率27.5%)
- 筆記試験の科目(19科目)
①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度
※ なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目)の試験が免除される。

4 資格者の登録状況

- 165,494人(平成25年9月末現在)

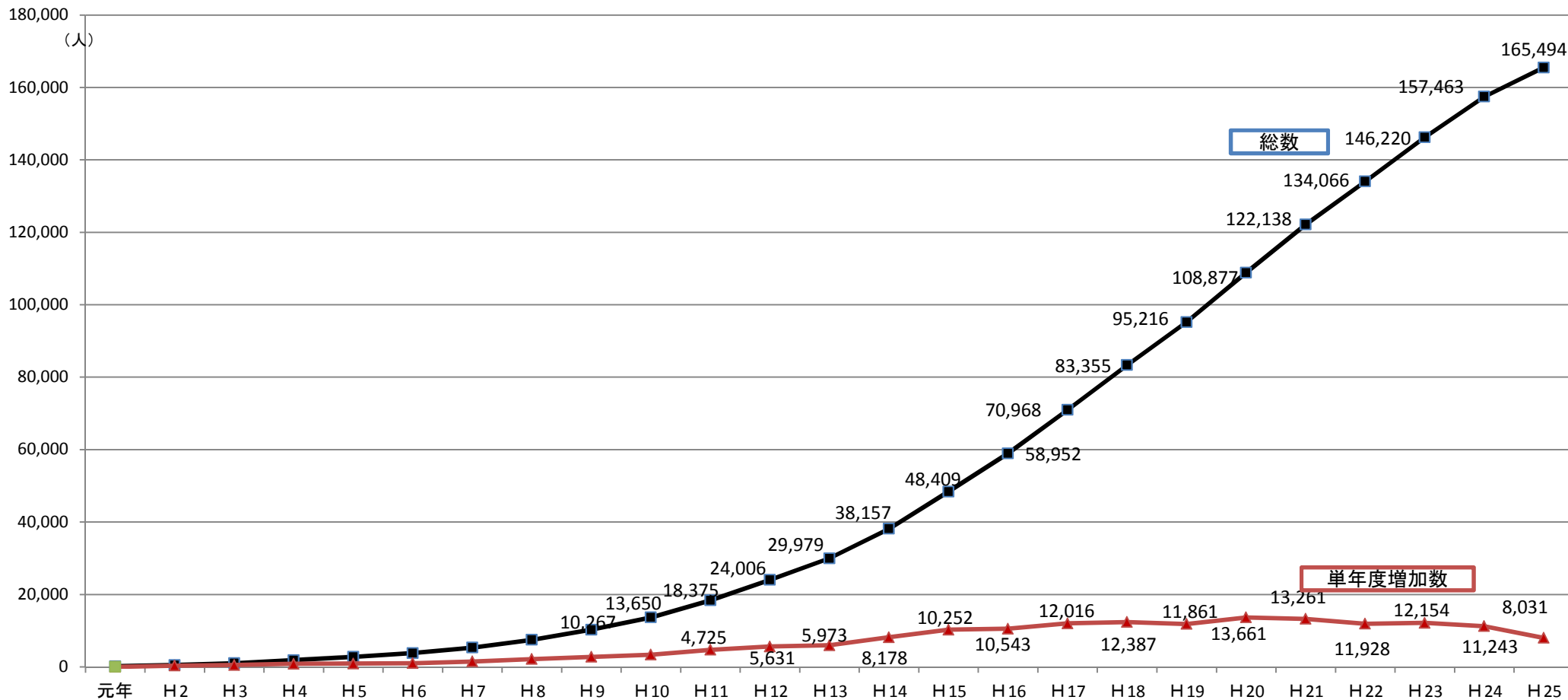
5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(H25.4.1時点)
福祉系大学等 270校 353課程 定員22,569人
社会福祉士指定養成施設 56校 76課程 定員11,368人

1(2)

社会福祉士登録者の推移

○ 社会福祉士登録者は、近年、概ね1万人前後の増加が見られる。



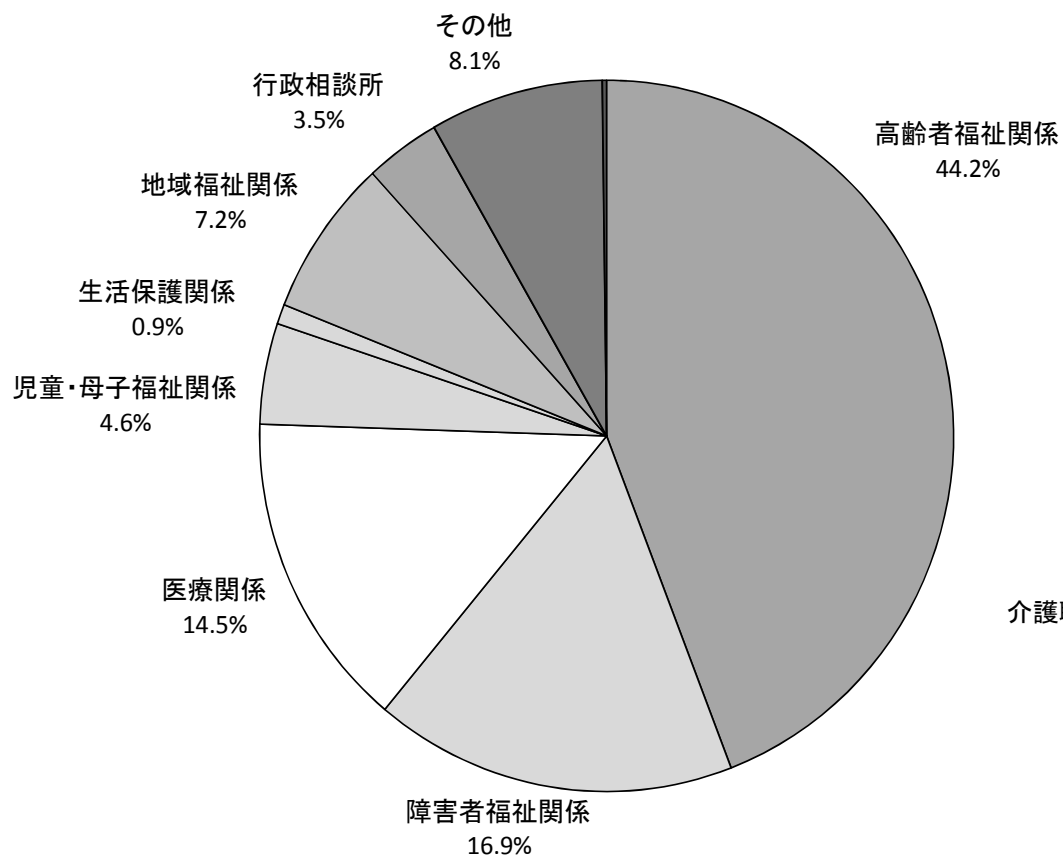
	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	168	527	1,033	1,873	2,783	3,801	5,309	7,485	10,267	13,650	18,375	24,006	29,979	38,157	48,409	58,952	70,968	83,355	95,216	108,877	122,138	134,066	146,220	157,463	165,494
養成施設	-	359	506	840	910	1,018	1,508	2,176	2,782	3,383	4,725	5,631	5,973	8,178	10,252	10,543	12,016	12,387	11,861	13,661	13,261	11,928	12,154	11,243	8,031

注)人数は、各年度9月末の登録者数。
【資料出所】(公財)社会福祉振興・試験センター調べ

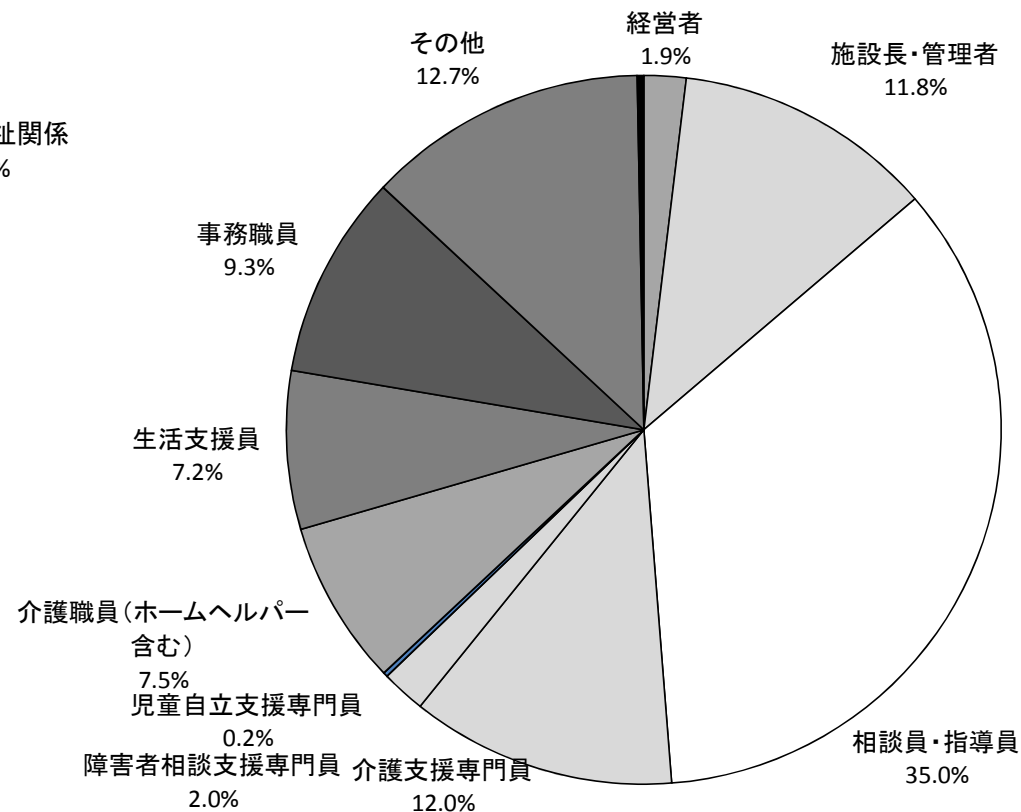
社会福祉士が就労している分野及び職場での職種

○ 社会福祉士が就労している分野は、「高齢者福祉関係」が半数近くを占めるが、多岐にわたっている。また、就労している職場での職種は、「相談員・指導員」及び「施設長・管理者」がおよそ半分を占めている。

就労している分野



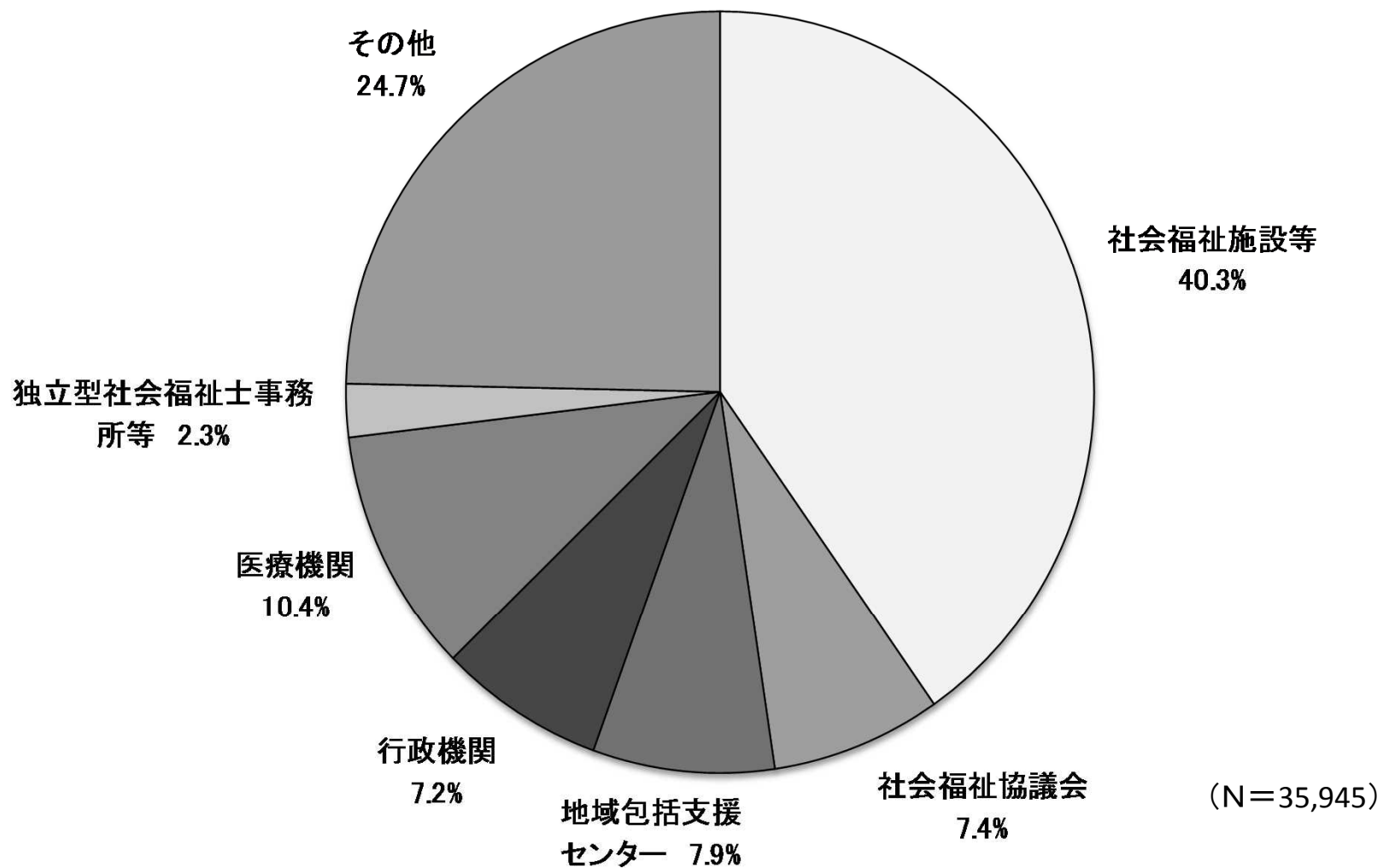
就労している職場での職種の状況



1(4)

社会福祉士の就労先(主体別)

○ 社会福祉士の就労先は、社会福祉施設と社会福祉協議会でおよそ半数を占めている。



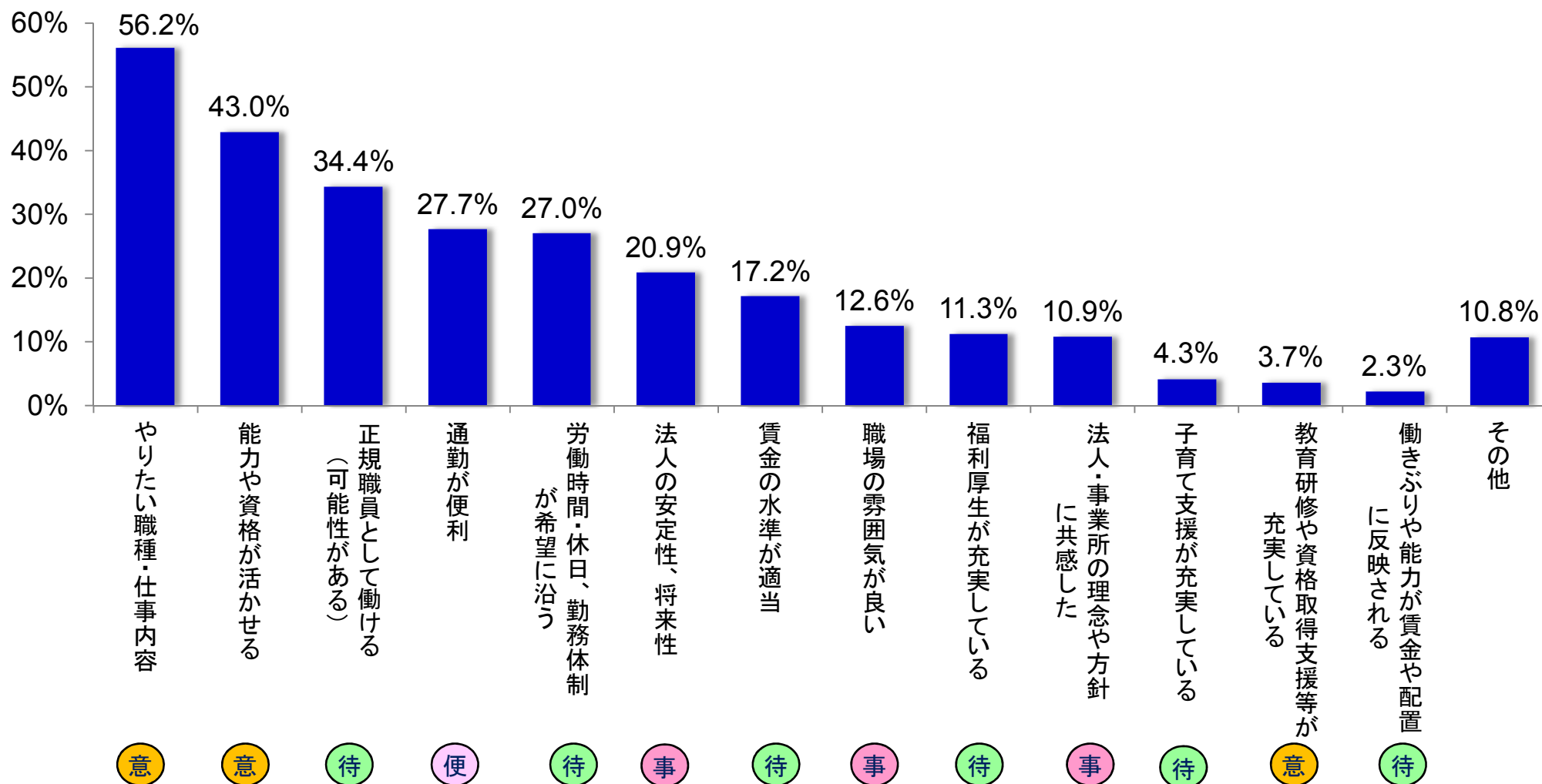
注)都道府県社会福祉士会の会員のみを対象(平成26年3月31日現在)
【資料出所】(公財)日本社会福祉士会調べ

1(5)

現在の職場を選択した理由(社会福祉士:複数回答)

○ 入職時の職場を選ぶ動機としては、「やりたい職種・仕事内容」や「能力や資格が活かせる」といった個人の意識・意欲の部分が大きい。

回答の分類: **意** 個人の意識・意欲、**便** 便利さ、**待** 待遇・労働環境、**事** 事業所・経営者のマネジメント



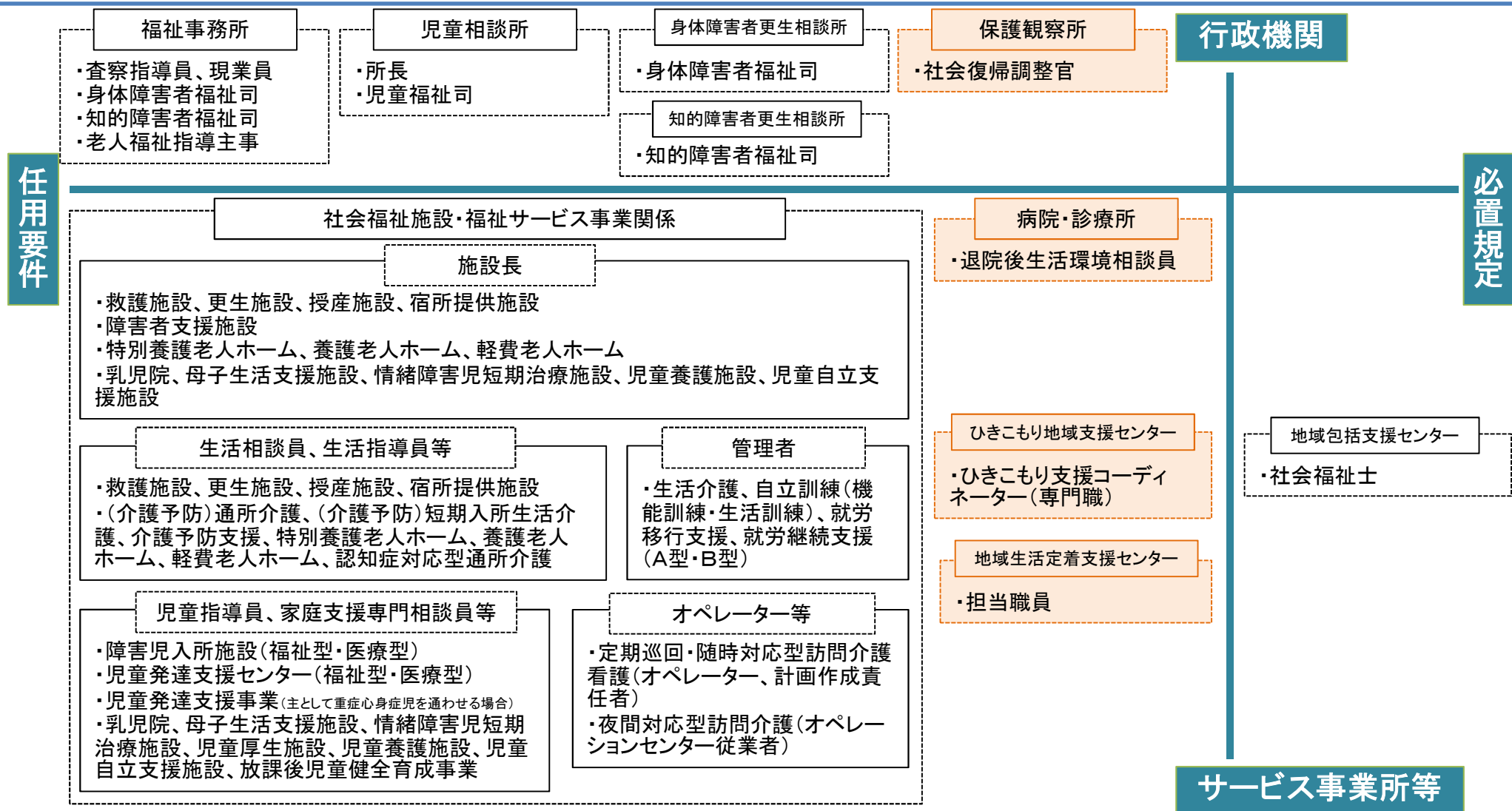
【資料出所】(公財) 社会福祉振興・試験センター「平成24年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査」

(N=23,106)

1(6)

社会福祉士が任用要件として定められている主な職種

○ 社会福祉士が任用要件として定められている職種は、福祉分野の行政機関や社会福祉施設、事業所等が主となっているが、医療分野、司法分野、ひきこもり支援などの関連分野にも社会福祉士の任用の場は広がっている。



注)「任用要件」は、「次のいずれかに該当する者のうちから任用しなければならない」などの規定で定められているもの。

「必置規定」は、「次の者を置かなければならない」、「〇〇に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする」などの規定で定められているもの。

なお、社会福祉士は社会福祉主事の任用要件の一つになっているため、「任用要件」には、社会福祉主事を任用要件とする職種を含む。

また、「任用要件」又は「必置規定」に該当する職種でも、例外規定(「これによりがたい場合は同等の者でも可」等)や、任用にあつての限定条件等が別途定められている場合がある。

【資料】厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において作成

1(7)

障害福祉サービス等報酬における社会福祉士に関する主な加算

○ 福祉専門職員配置等加算

サービス	要件	単位
療養介護 共同生活援助	① 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、 社会福祉士 、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること ② ①で算定しておらず、Ⅰ又はⅡに該当する場合 Ⅰ 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること Ⅱ 3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること	①7単位/日 ②4単位/日
生活介護 自立訓練(機能訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	① 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、 社会福祉士 、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること ② ①で算定しておらず、Ⅰ又はⅡに該当する場合 Ⅰ 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること Ⅱ 3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること	①10単位/日 ②6単位/日
自立訓練(生活訓練)	① 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、 社会福祉士 、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして、 [1] 指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合 [2] 指定宿泊型自立訓練を行った場合 ② ①で算定しておらず、Ⅰ又はⅡに該当する場合 Ⅰ 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること Ⅱ 3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること [1] 指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合 [2] 指定宿泊型自立訓練を行った場合	① [1]10単位/日 [2]7単位/日 ② [1]6単位/日 [2]4単位/日
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	① 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、 社会福祉士 又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること ② ①で算定しておらず、Ⅰ又はⅡに該当する場合 Ⅰ 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること Ⅱ 3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること	①10単位/日 ②6単位/日
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	① 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、 社会福祉士 又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること ② ①で算定しておらず、Ⅰ又はⅡに該当する場合 Ⅰ 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること Ⅱ 3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること	①7単位/日 ②4単位/日

1(8)

診療報酬における社会福祉士に関する主な評価

診療報酬上の評価区分	主な算定要件・施設基準	点数
①退院調整加算1 イ 14日以内 ロ 15日以上30日以内 ハ 31日以上 ②退院調整加算2 イ 30日以内 ロ 31日以上90日以内 ハ 91日以上120日以内 ニ 121日以上	① 病院の場合は以下の基準をすべて満たしていること。 イ 当該保険医療機関内に、退院調整に関する部門が設置されていること。 ロ 当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の 社会福祉士 が配置されていること。 ハ 専従の看護師が配置されている場合にあつては専任の社会福祉士が、専従の 社会福祉士 が配置されている場合にあつては専任の看護師が配置されていること。 ② 診療所の場合は、退院調整に関する経験を有する専任の看護師、准看護師又は 社会福祉士 が1名以上配置されていること。	①イ 340点 ロ 150点 ハ 50点 ②イ 800点 ロ 600点 ハ 400点 ニ 200点 (退院時1回)
①新生児特定集中治療室退院調整加算1 ②新生児特定集中治療室退院調整加算2 イ 退院支援計画作成加算 ロ 退院加算	新生児の集中治療及び退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師が1名以上、又は新生児の集中治療及び退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専従の 社会福祉士 がそれぞれ1名以上配置されていること。	① 600点(退院時1回) ②イ 600点(入院中1回) ロ 600点(退院時1回)
栄養サポートチーム加算	社会福祉士 が配置されていることが望ましい。	200点(週1回)
患者サポート体制充実加算	患者からの相談窓口を設置し、専任の看護師、 社会福祉士 等を配置していること。	70点(入院初日)
回復期リハビリテーション病棟入院料1	専任のリハビリテーション科の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、作業療法士2名以上、言語聴覚士1名以上、専任の在宅復帰支援を担当する 社会福祉士 等1名以上の配置があること。	2025点(1日につき)
体制強化加算 (回復期リハビリテーション病棟入院料1)	当該病棟に専従の常勤医師1名以上及び退院調整に関する3年以上の経験を有する専従の常勤 社会福祉士 1名以上配置されていること。	200点(1日につき)
退院調整加算 (精神療養病棟入院料)	専従の精神保健福祉士及び専従する1人の従事者(看護師、作業療法士、精神保健福祉士、 社会福祉士 又は臨床心理技術者のいずれか)が勤務していること。	500点(退院時)
退院調整加算 (認知症治療病棟入院料)	専従の精神保健福祉士及び専従の従事者1人(看護師、作業療法士、精神保健福祉士、 社会福祉士 又は臨床心理技術者のいずれか)が配置されていること。	300点(退院時1回)
介護支援連携指導料	入院中の医療機関の医師又は医師の指示を受けた看護師・薬剤師・理学療法士、 社会福祉士 等が、入院中の患者の同意を得て、居宅介護支援事業者等の介護支援専門員と退院後に利用可能な介護サービス等について共同して指導を行った場合に算定する。	300点(入院中2回)
介護保険リハビリテーション移行支援料	外来患者に対して、医師又は医師の指示を受けた看護師、 社会福祉士 等が介護支援専門員等と連携し、当該患者を医療保険から介護保険のリハビリテーションに移行した場合に算定する。	500点 (患者1人につき1回)
退院時リハビリテーション指導料	医師が、患者の退院に際し、在宅での基本的動作能力等の訓練等について、指導を行った場合に算定する。なお、医師の指示を受けて、理学療法士又は作業療法士が保健師、看護師、 社会福祉士 、精神保健福祉士とともに指導を行った場合にも算定可能。	300点(退院日に1回)
在宅時医学総合管理料	次の要件のいずれも満たすものであること。 ・介護支援専門員、 社会福祉士 等の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者を配置していること。 ・在宅医療を担当する常勤医師が勤務し、継続的に訪問診療等を行うことができる体制を確保していること。	760点～5300点 (月1回)
特定施設入居時等医学総合管理料	次の要件のいずれをも満たすものであること。 ・介護支援専門員、 社会福祉士 等の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者を配置していること。 ・在宅医療を担当する常勤医師が勤務し、継続的に訪問診療等を行うことができる体制を確保していること。	540点～3900点 (月1回)
入院時訪問指導加算 (リハビリテーション総合計画評価料)	医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の少なくとも1名以上が、必要に応じて 社会福祉士 等と協力して、退院後生活する自宅等を訪問し、退院後生活する住環境等の情報収集及び評価を行った上で、リハビリテーション総合実施計画を作成した場合に算定。	150点(入院中1回)
がん患者リハビリテーション料	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 社会福祉士 等の多職種が共同してリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーション総合計画評価料を算定していること。	205点(1単位につき)

福祉事務所等における社会福祉士の任用状況

○ 福祉行政における社会福祉士有資格者の任用の割合は、徐々に高まってきている。

	H16			H21			H24		
	総数			総数			総数		
		社会福祉士 有資格者数	比率		社会福祉士 有資格者数	比率		社会福祉士 有資格者数	比率
生活保護担当査察指導員	305	8	2.6%	2,596	80	3.1%	2,910	128	4.4%
生活保護担当現業員	11,372	318	2.8%	13,881	641	4.6%	17,280	1,884	10.9%
児童福祉司	—	—	—	—	—	—	2,670	629	23.6%
身体障害者福祉司	80	4	5.0%	122	15	12.3%	243	40	16.5%
知的障害者福祉司	79	2	2.5%	88	15	17.0%	134	20	14.9%

注)児童福祉司は平成16年と平成21年の数値を把握していないため、「—」としている。

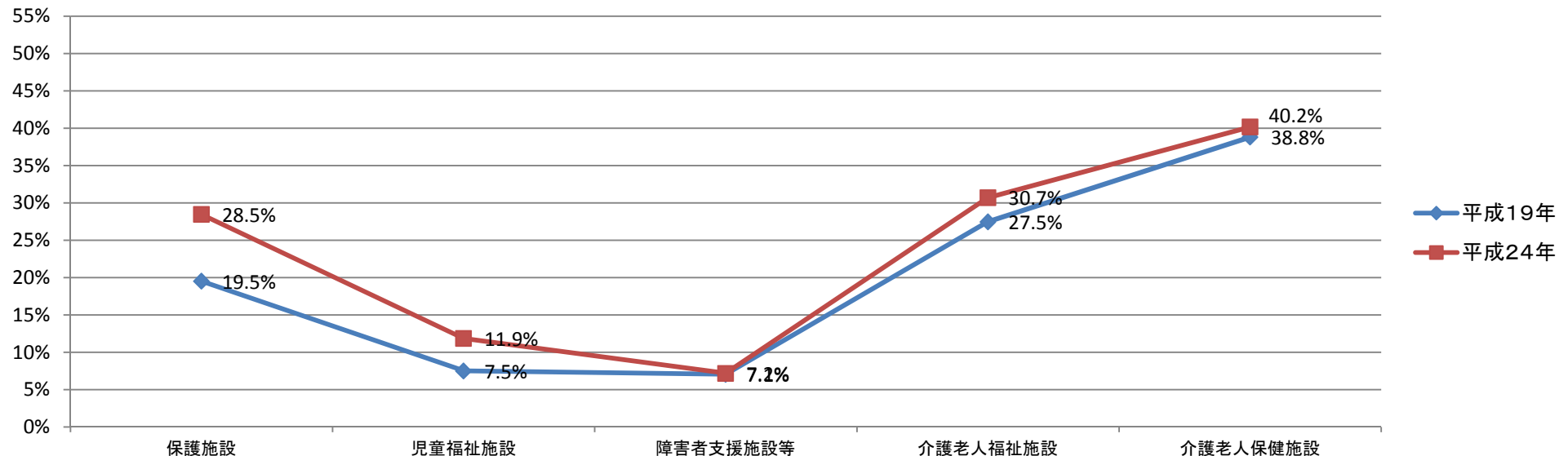
【出典】生活保護担当査察指導員、生活保護担当現業員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司(平成16年、平成21年):厚生労働省「福祉事務所現況調査」

生活保護担当査察指導員、生活保護担当現業員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司(平成24年):厚生労働省社会・援護局総務課調べ

児童福祉司:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

相談援助にかかる職員に占める社会福祉士の割合(H19-H24)

○ 社会福祉施設等の相談援助にかかる職員に占める社会福祉士の割合は、近年増加傾向にある。



	平成19年		平成24年		増減
		うち社会福祉士		うち社会福祉士	
保護施設	825	161 (19.5%)	864	246 (28.5%)	9.0%
児童福祉施設(保育所を除く)	14,200	1,067 (7.5%)	14,954	1,776 (11.9%)	4.4%
障害者支援施設等	54,495	3,853 (7.1%)	61,676	4,448 (7.2%)	0.1%
介護老人福祉施設	9,200	2,527 (27.5%)	9,818	3,014 (30.7%)	3.2%
介護老人保健施設	6,306	2,447 (38.8%)	6,783	2,725 (40.2%)	1.4%

注) 相談援助にかかる職員の総数は、「保護施設」、「児童福祉施設」、「障害者支援施設等」については、生活・児童指導員、生活支援員、児童自立支援専門員の数を計上。「介護老人福祉施設」については、生活相談員の数を計上。「介護老人保健施設」については、支援相談員の数を計上。平成19年の「保護施設」、「児童福祉施設」、「障害者支援施設等」の社会福祉士数は常勤換算数。それ以外の従事者数・社会福祉士数は常勤換算ではない常勤・非常勤を含めた実数。

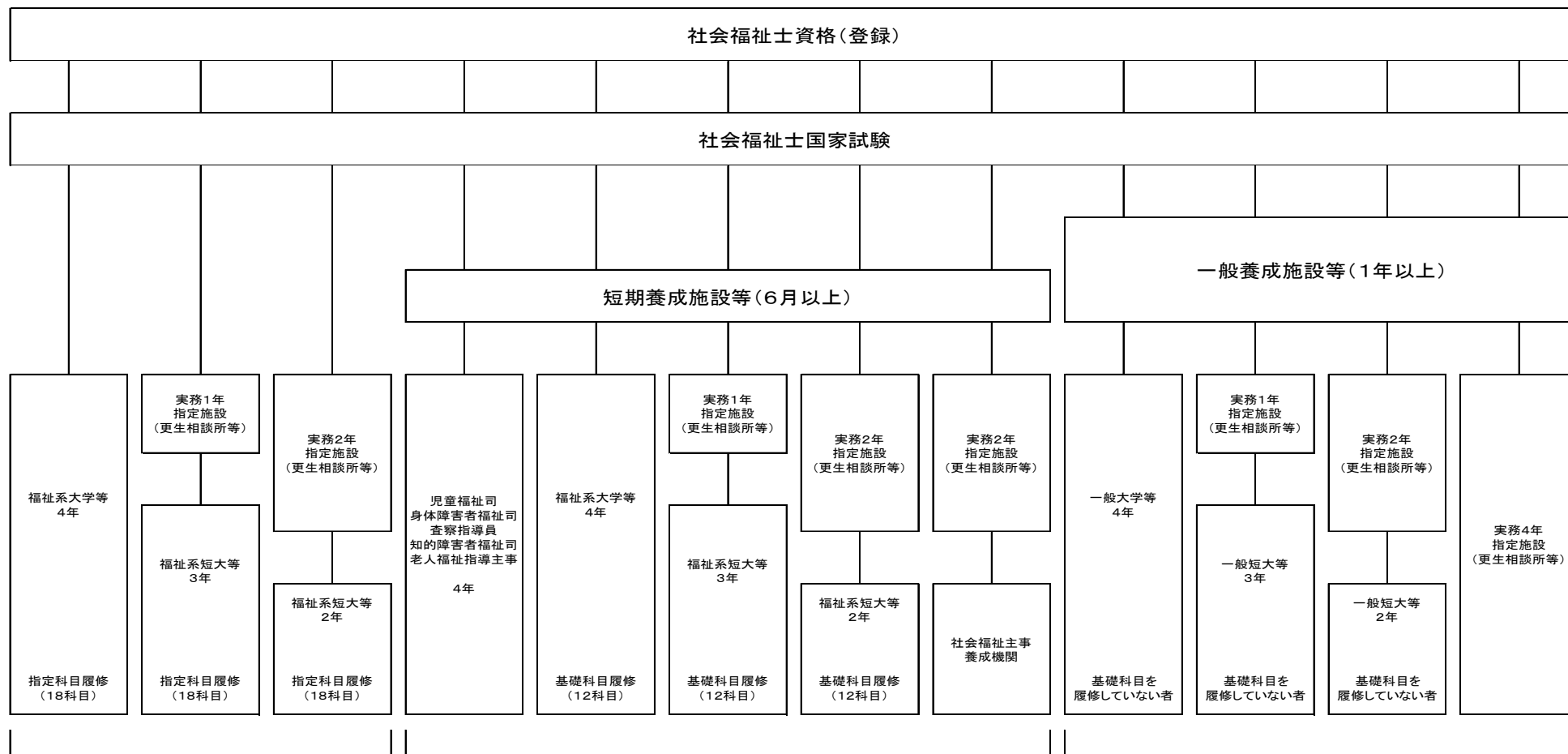
平成19年の「障害者支援施設等」には、「障害者支援施設等」に加え、「旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設」、「旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設」、「旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設」の合計を計上している。

【出典】「保護施設」、「児童福祉施設」、「障害者支援施設等」: 厚生労働省「社会福祉施設等調査」
「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

社会福祉士の資格取得ルート

○ 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、受験資格を得るには大きく以下の3ルートがある。

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」



①福祉系大学等ルート

②短期養成施設ルート

③一般養成施設ルート

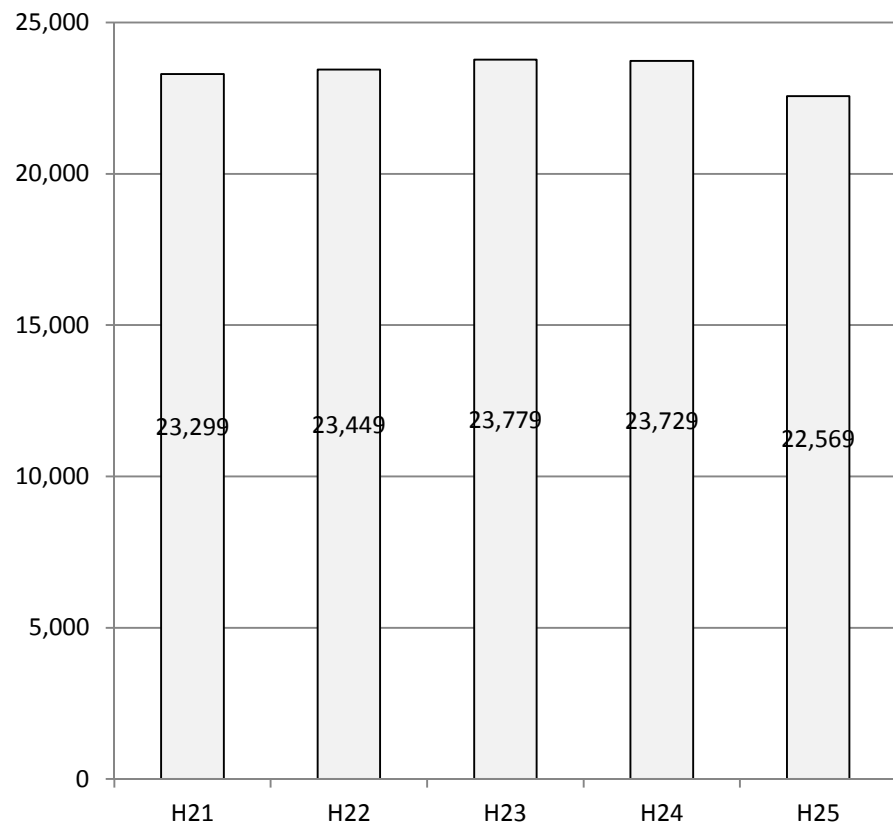
(参考) 社会福祉士国家試験合格者数(第26回)

7,442人(59.3%)	395人(3.2%)	4,703人(37.5%)
---------------	------------	---------------

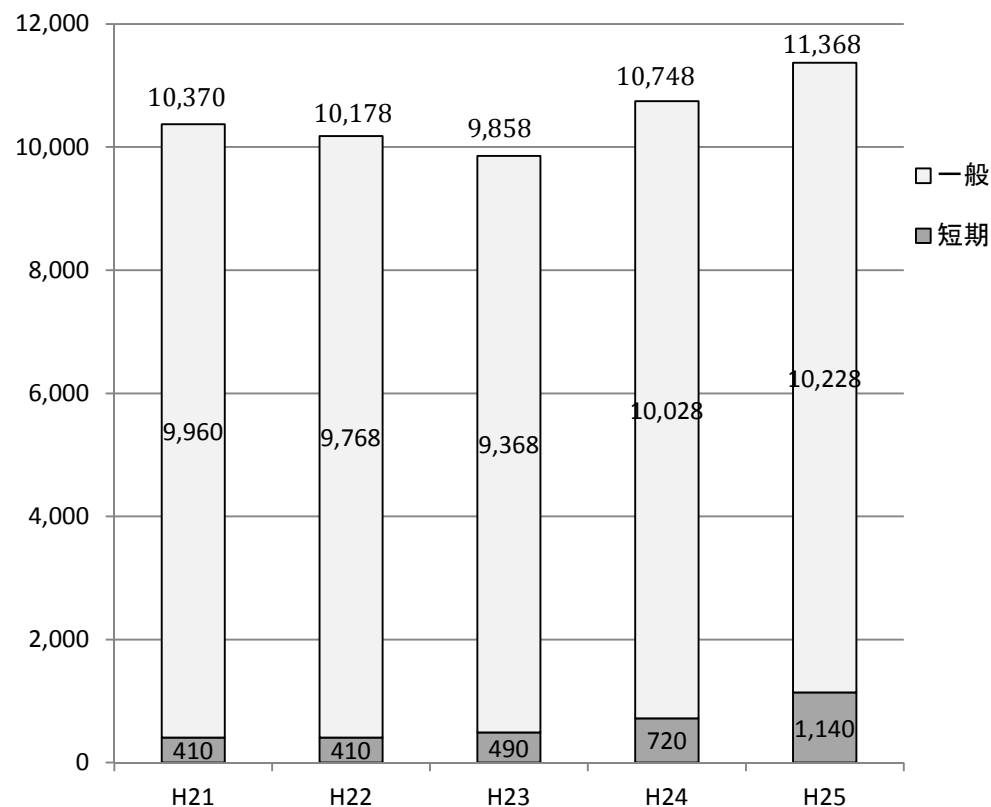
注) 国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。

福祉系大学等・社会福祉士養成施設の定員数の推移

福祉系大学等



社会福祉士養成施設



福祉系大学等

	H21	H22	H23	H24	H25
学校数	272	271	277	277	270
定員数	23,299	23,449	23,779	23,729	22,569

社会福祉士養成施設

	H21		H22		H23		H24		H25	
	一般	短期	一般	短期	一般	短期	一般	短期	一般	短期
学校数	51	4	53	4	53	5	53	7	55	8
課程数	63	4	65	4	64	5	66	7	68	8
定員数	9,960	410	9,768	410	9,368	490	10,028	720	10,228	1,140

注) 社会福祉士養成施設が、一般養成施設と短期養成施設の両方を行っている場合は、それぞれの学校数にカウントしている。
 【資料】社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条報告に基づき厚生労働省社会・援護局で作成

社会福祉士の養成カリキュラム

	一般養成施設 (時間)	短期養成施設 (時間)	福祉系大学等	
			指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法				
人体の構造と機能及び疾病	30		○ (3科目のうち1科目)	○ (3科目のうち1科目)
心理学理論と心理的支援	30			
社会理論と社会システム	30			
現代社会と福祉	60	60	○	
社会調査の基礎	30		○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術				
相談援助の基盤と専門職	60		○	○
相談援助の理論と方法	120	120	○	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術				
地域福祉の理論と方法	60	60	○	
福祉行財政と福祉計画	30		○	○
福祉サービスの組織と経営	30		○	○
サービスに関する知識				
社会保障	60		○	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
保健医療サービス	30		○	○
就労支援サービス	15		○ (3科目のうち1科目)	○ (3科目のうち1科目)
権利擁護と成年後見制度	30			
更生保護制度	15			
実習・演習				
相談援助演習	150	150	150	
相談援助実習指導	90	90	90	
相談援助実習	180	180	180	
合計	1,200	660	18科目(22科目)	12科目(16科目)

注)福祉系大学等は、「実習・演習」の科目以外は時間数の定めはなく、指定科目又は基礎科目の欄に○を付された社会福祉に関する科目を修めて卒業することが要件

社会福祉士養成施設の教員要件

(相談援助演習・相談援助実習指導・相談援助実習にかかる科目を除く)

	大学等において当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師として選考された者	専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	国の行政機関又は地方公共団体において、当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する者	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師	5年以上の実務経験を有する看護師等	5年以上の実務経験を有する介護福祉士
人体の構造と機能及び疾病			○			○	○	
心理学理論と心理的支援	○	○	○					
社会理論と社会システム	○	○	○					
現代社会と福祉	○	○	○					
社会調査の基礎	○	○	○					
相談援助の基盤と専門職	○	○	○		○			
相談援助の理論と方法	○	○	○		○			
地域福祉の理論と方法	○	○	○	○	○			
福祉行財政と福祉計画	○	○	○	○	○			
福祉サービスの組織と経営	○	○	○					
社会保障	○	○	○					
高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○	○	○	○		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	○			
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○	○	○	○	○			
低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	○			
保健医療サービス	○	○	○	○	○			
就労支援サービス	○	○	○	○	○			
権利擁護と成年後見制度	○	○	○	○	○			
更生保護制度	○	○	○	○	○			

1(15) 相談援助演習・相談援助実習指導及び相談援助実習の教員要件等

○ 相談援助演習・相談援助実習指導及び相談援助実習にかかる教員要件等

○ 演習・実習指導科目の教員要件

- ① 5年以上の実務経験を有する社会福祉士や一定の教歴を有する者を原則とし、
- ② これら以外の者については、「社会福祉士実習演習担当教員講習会」の受講を義務付け

○ 演習・実習指導科目の教員配置要件

養成施設・大学とも、演習と実習指導科目について、学生20人につき1人以上の教員を配置

○ 相談援助実習施設における実施体制

○ 相談援助実習施設における受入れ学生数

一の実習施設等において、同時に受け入れることができる学生数を、当該実習施設等に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限と設定

○ 実習指導者の資格要件

3年以上の実務経験を有する社会福祉士であり、社会福祉士実習指導者講習会の修了者

認定社会福祉士の概要

- 認定社会福祉士は、多様化・複雑化する地域住民への社会的援助ニーズに社会福祉士が適切に対応するため、社会福祉士の能力開発とキャリアアップを支援し、その習得した実践力を認定する仕組みとして平成24年度に創設。 ※平成19年社会福祉士及び介護福祉士法改正時の参・衆附帯決議における指摘事項を踏まえたもの。

	認定社会福祉士	認定上級社会福祉士
期待する活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織における相談援助部門のリーダー ・高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活課題のある利用者に対しても、的確な相談援助を実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織とともに、地域(地域包括支援センター運営協議会、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会等)で活動。 ・関係機関と協働し、地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービスを開発。 ・体系的な理論と臨床経験に基づき人材を育成・指導。
期待する役割	<ol style="list-style-type: none"> ①複数の課題のあるケースへの対応 ②職場内のリーダーシップ、実習指導 ③地域や外部機関との窓口、緊急対応、苦情対応 ④他職種連携、職場内コーディネート等 	<ol style="list-style-type: none"> ①指導・スーパービジョン ②苦情解決、リスクマネジメントなど組織のシステムづくり ③地域の機関間連携のシステムづくり、福祉政策形成への関与 ④科学的根拠に基づく実践の指導、実践の検証や根拠の蓄積
分野	高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野、地域社会・多文化分野等 ※将来的に分野の追加等はある	自らの分野における実践に加え、複数の分野にまたがる地域の課題について実践・連携・教育
認定要件	<ol style="list-style-type: none"> ①社会福祉士資格 ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③相談援助実務経験5年以上 ④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績 ⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパービジョンを受ける:10単位以上 ※更新制(5年)	<ol style="list-style-type: none"> ①認定社会福祉士と認定されていること ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上(資格取得後最低10年以上) ④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績 ⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパービジョン 10単位以上(実施5単位、受ける5単位) ⑥教育、研究、社会活動の実績 ⑦口述試験、論述試験 ※更新制(5年)
個人認定	上記要件を満たすことを「認定社会福祉士認証・認定機構」が審査、合格者の登録は登録機関(日本社会福祉士会)に行う	

認定社会福祉士の認定要件にかかる研修実施機関の例 — 日本社会事業大学専門職大学院の取組 —

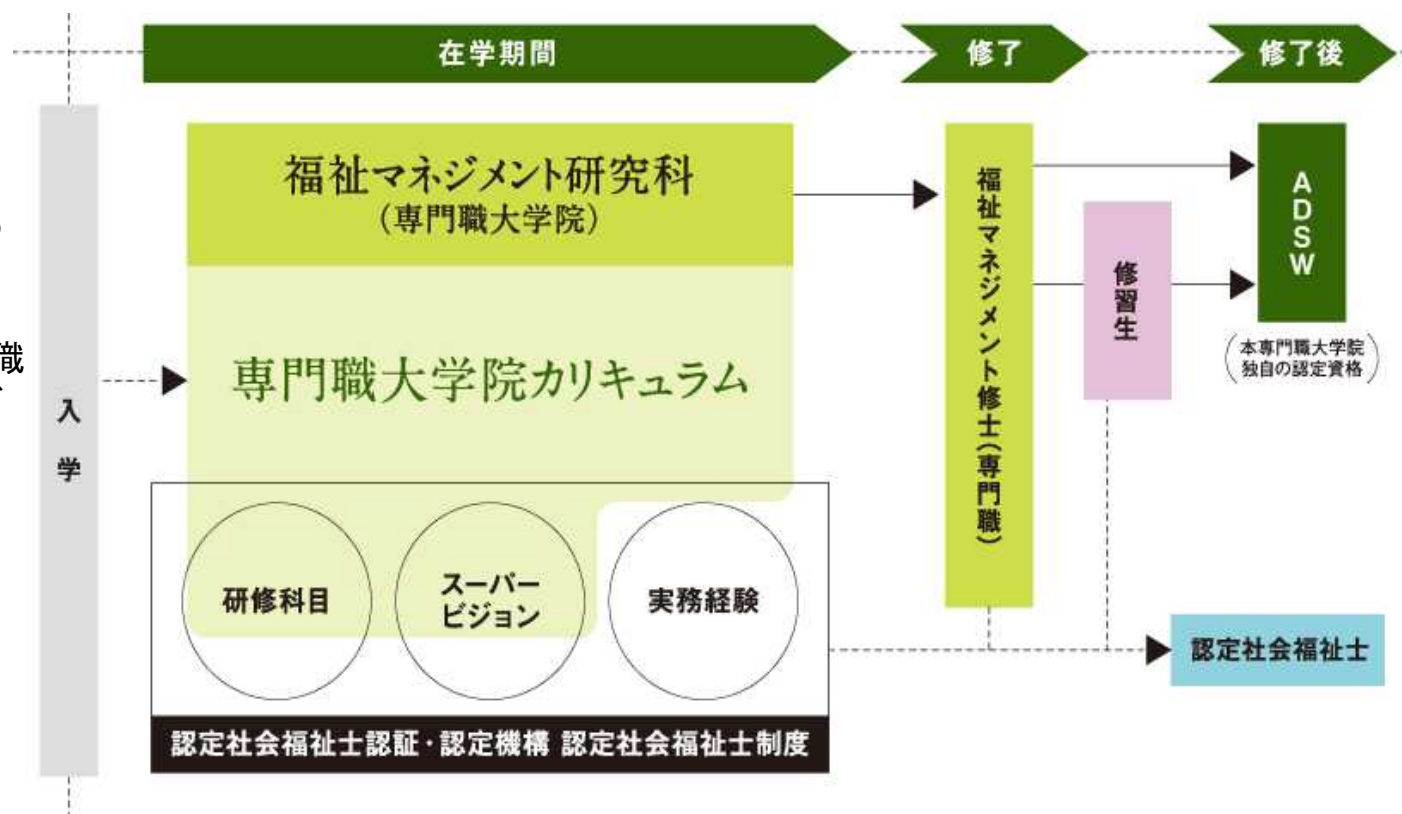
- 日本社会事業大学は、厚生労働省の委託を受け、指導的社会福祉従事者養成を使命とする大学
- 専門職大学院(福祉実践の創造と現場の変革を担いうる高度専門職業人としての自己形成の獲得を目的(研究者の育成ではなく、高度な福祉実践者の育成)として設置)の福祉マネジメント研究科では、「認定社会福祉士」の認定を支援する仕組みを整備している。

[特徴]

- 認定社会福祉士の認定要件とされている科目を38科目設置
- 認定社会福祉士の認定要件であるスーパービジョンについては、スーパーバイザー登録している教員が在籍しており、在学中だけでなく、専門職大学院修了後も継続的にスーパービジョンを受けられる

[学生の状況]

- 9割以上が実務経験あり
- 約7割が社会福祉士有資格者(平成26年度在学学生)



注)ADSWは、日本社会事業大学専門職大学院独自の認定資格である「アドバンスソーシャルワーカー」の略

1. 社会福祉士の現状について

2. 社会福祉士に求められる役割について

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」
(平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会)

社会福祉士に求められる役割

- 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

今後の社会福祉士に必要な知識及び技術

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識
- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
- ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律
(平成19年12月5日公布)

- 1 社会福祉士の行う「相談援助」の例示として、他のサービス関係者との連絡・調整を行って、橋渡しを行うことを明確化するなど、**定義規定の見直し**
- 2 個人の尊厳の保持、地域に即した創意と工夫、他のサービス関係者等との連携について新たに規定するなど、社会福祉士業務を行うにあたっての**義務規定の見直し**
- 3 福祉現場における**高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直し**
- 4 **社会福祉士の任用・活用の促進**

社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し
(平成21年4月施行)

上記を踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、教育カリキュラムの見直しを実施

【教育カリキュラムの見直しの具体例】

- ・ **相談援助に関する科目の充実**
- ・ 成年後見や障害者の就労支援など、社会福祉士の活動の領域が拡大してきていることを踏まえ、これらの分野で働くために必要な最低限の知識を修得させる観点から、新たに「**就労支援サービス**」や「**権利擁護と成年後見制度**」、「**更生保護制度**」といった科目を設定

社会福祉士を取り巻く環境の変化

○ 社会福祉士及び介護福祉士法改正(平成19年)以降の環境の変化の中で、社会福祉士の役割や機能が活用できる領域は広がっている。

高齢者福祉施策	障害者福祉施策	子ども子育て施策	その他困窮者対策など
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法改正(H23) ・高齢社会対策大綱(H24閣議決定) ・認知症施策推進5か年計画策定(H24) ・医療・介護総合確保推進法(H26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者制度改革の推進(H21-) ・障害者の定義の見直し(H23法改正) ・障害者虐待防止法(H23) ・障害者総合支援法(H24) ・障害者差別解消法(H25) ・障害者権利条約批准(H26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業の充実(H21法改正) ・子ども・子育てビジョン(H23閣議決定) ・子ども・子育て関連三法(H24) ・子どもの貧困対策推進法(H25) ・子どもの貧困対策に関する大綱(H26閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設退所者の地域定着支援の充実(H21地域生活定着支援事業) ・ひきこもり当事者等の支援の充実(H21ひきこもり地域支援センターの整備) ・求職者支援法(H23) ・生活困窮者自立支援法(H25)

【社会福祉士の活用が考えられる例】

<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や福祉施設等入所者の在宅復帰を支援する ・要介護者等の介護サービスや各種社会資源をコーディネートする ・要介護者等のニーズに合わせた地域の社会資源を開発・調整、要介護者等を支える地域づくりを推進する ・要介護者やその家族等が抱える生活課題の解決を図る <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や福祉施設等入所者の地域移行、地域定着を支援する ・障害者の自立(経済的自立、社会的自立等)に向けた支援を推進する ・地域における障害者に対する差別解消を推進する ・障害者やその家族等のニーズに合わせた地域の社会資源の開発・調整、障害者等を支える地域づくりを推進する ・障害者やその家族等が抱える生活課題の解決を図る <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護が必要な子どもの早期発見から、その子どもの自立までを支援する ・子育てをする者等のニーズに合わせた地域の社会資源の開発・調整、子育てをする者等を支える地域づくりを推進する ・子どもや子育てに不安を抱える者等が抱える生活課題の解決を図る <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設退所者の地域移行、地域定着を支援する ・ひきこもりの状態にある者の早期発見から、その者の自立までを支援する ・生活困窮に陥る可能性のある者の早期発見から、その者の自立までを支援する ・様々な生活課題を抱える者やその家族等のニーズに合わせた地域の社会資源の開発・調整、これらの者を支える地域づくりを推進する ・様々な生活課題を抱える者の支援を推進する <p style="text-align: right;">など</p>
--	--	---	--

(社会福祉士に求められる役割と考えられる論点)

- 現在の社会福祉士の活用状況についてどう考えるか。
- 社会福祉士を有効に活用していく上で、どのような課題があると考えるか。
(教育、任用、キャリアアップの在り方等)
- 社会福祉士の更なる活用拡大に向けて、どのような取組を進めていくことが必要と考えるか。